

生活のしおり



静岡県立磐田北高等学校

校章について

橄欖は叡智 雪は高潔 を象徴する

校訓

優しく 逞しく 誠実に

磐田北高 5 目標

1 あいさつ 2 言葉づかい 3 規則 4 けじめ 5 気くばり

スクール・ミッション

校訓「優しく 逞しく 誠実に」のもと、多様な生き方や価値観を認め、人との関わりの大切さを体験から学ぶ教育を通して、自他の人間性と人格を尊重できる人権意識を高め、個人として自立することができる生徒を育成する。また、進学から就職まで生徒の多様な進路希望や一人ひとりの適性に応じた学びを実現し、心身ともに健康なたくましさと、未来を切り拓き社会の変化に対応できる資質・能力及び実践力をもつ生徒を育成する。

スクール・ポリシー

グラデュエーション・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
～本校では卒業までにこのような力を身に付けます～ ・他者を思いやり、協働しながら自己の能力を発揮し、地域社会に貢献する力 ・課題解決に向け、粘り強く取り組み、未来を切り拓いていく力 ・自分の可能性と真摯に向き合い、チャレンジしようとする力	～本校ではこのような学びを行います～ ・四年制大学進学をはじめとし、就職も含めた多様な進路に対応した学び ・ICT を活用した個別最適かつ協働的な学習 ・自己有用感・自己肯定感を得られる講演や体験活動 ・3カ年を貫く「総合的な探究の時間」の充実と「福祉マインド」の醸成	～本校ではこのような生徒を求めています～ ・仲間と関わり、共に思いやる心を持つ生徒 ・自ら学び、自己の目標に向かって努力することができる生徒 ・地域や世の中に目を向け、課題を見つけ、解決・貢献しようとする意欲のある生徒 ・「明るいあいさつ、元気な返事、いつでも笑顔」

【 目 次 】

- 校章について
- 校訓 磐田北高5目標 スクール・ミッション スクール・ポリシー
- 学校沿革抄
- 校 歌
- 出席停止・忌引き等について
- 日 課 表
- 生徒会会則
- 生徒会長・副会長選挙規定
- 生徒心得 生徒心得細則 別章 制服規定
- 地震発生時・気象警報等発表時に伴う学校対処
- 感染症による出席停止について

<学校沿革抄>

明治 42 年 3 月	静岡県磐田郡立実践高等女学校として設立を認可
〃 44 年 5 月	静岡県磐田郡立高等女学校と改称
大正 8 年 9 月	静岡県磐田高等女学校として改称
〃 11 年 4 月	県立に移管され静岡県立見付高等女学校と改称
昭和 23 年 4 月	学制改革により、静岡県立磐田第二高等学校となる
〃 24 年 4 月	本校と磐田実業高等学校との統合の結果、磐田北高等学校となり、普通科・家庭科・商業科の三科を設置
〃 27 年 4 月	商業科は磐田商業高等学校として独立し、本校は普通科一科となる
〃 38 年 4 月	保育科を設置
〃 49 年 4 月	衛生看護科を設置
昭和 55 年 8 月	全国高等学校総合体育大会、陸上競技女子の部総合優勝
平成 6 年 4 月	保育科募集停止
〃 11 年 4 月	男女共学開始
平成 14 年 4 月	衛生看護科募集停止、福祉科設置。
平成 22 年 4 月	袋井特別支援学校見付分校併設

校 歌

寺田みちを 作詞

中島 静 作曲

一 希望の光 麗かに
みどり育む いわた原
大地に根ざせ 橄欖の
叡智を啓け 吾が母校

二 北には遠く 赤石の
山脈染むる 雪光の
黙示にうたえ 揺籃の
高潔を誇れ 吾が母校

三 南に近く 黒潮の
波光きらめく 海原の
潮に棹さし 黎明の
文化を創れ 吾が母校

四 自由の鐘は 鳴りわたり
梅が香にほふ 丘の上
友垣つくる 学園の
理想は高し 吾が母校

静岡県立磐田北高等学校校歌

♩ -116

活気を以って



1. ノゾミノヒカールーラカニミ
2. きたにはとおくあかいしのやま



ドリハグクムイワキタバラダ
なみそむるゆかげのも



イチニネザーセカシランーノエイ
くじにうたえようらんーのきよ



チヲヒーラケワガボコウ
きをほーこれわがぼこ

<出席停止・忌引等について>

出席停止（出席すべき日数から除かれる場合）

法令に定められた感染症に罹患した場合（所定書式で届け出る）就職試験，入学試験受験のため出席できなかった場合特別な理由で校長が出席しなくてもよいと認めた場合

忌引日数

父母 7日以内 兄弟姉妹 5日以内 祖父母 3日以内 曾祖父母・伯叔父母 1日

次の場合は，特別出席扱いとする

出席停止・忌引等による遅刻・早退（出席となる）（就職の健康診断のための遅刻・早退など）
校長の許可を得て、学校教育活動の一部として行動し、欠席又は遅刻・早退した場合

<日 課 表>

	平常日課（7限日課）	45分授業
SHR	8：30 ～ 8：40	8：30 ～ 8：40
第1限	8：50 ～ 9：40	8：50 ～ 9：35
第2限	9：50 ～ 10：40	9：45 ～ 10：30
第3限	10：50 ～ 11：40	10：40 ～ 11：25
第4限	11：50 ～ 12：40	11：35 ～ 12：20
昼休み	12：40 ～ 13：20	12：20 ～ 13：00
第5限	13：25 ～ 14：15	13：05 ～ 13：50
第6限	14：25 ～ 15：15	14：00 ～ 14：45
SHR	15：20 ～ 15：25	14：50 ～ 14：55
清掃	15：25 ～ 15：35	14：55 ～ 15：05
（7限日課）		
第7限	15：25 ～ 16：15	
SHR	16：20 ～ 16：25	

<生徒会会則>

第1章 総 則

第1条 この会は、静岡県立磐田北高等学校生徒会という。

第2条 この会は、本部を静岡県立磐田北高等学校内に置く。

第3条 この会は、健全な生徒会活動によって会員相互の親睦と啓蒙をはかり、学園の振興に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 この会は、本校生徒全員を会員とする。第5条 この会の最高責任者は学校長である。学校長は拒否権を持つ。

第5条 この会の最高責任者は学校長である。学校長は拒否権を持つ。

第6条 職員は、準会員として選挙権および議決権を持たないが、生徒会活動に対する助言者とする。

第3章 役 員

第7条 この会に次の役員を置く。

生徒会会長 1名 生徒会副会長 1名 生徒会書記 2名 生徒会会計 2名
文化委員長 1名 保健委員長 1名 美化委員長 1名 生活委員長 1名
放送委員長 1名 図書委員長 1名 体育委員長 1名 交通安全委員長 1名
福祉委員長 1名 機関誌委員長 1名 新聞委員長 1名
また特別委員会として 選挙管理委員長 1名 応援委員長 1名

第8条 生徒会会長および生徒会副会長の選挙に関しては、別にこれを定める。

第9条 書記・会計・専門委員長は、生徒会会長が委嘱し、生徒総会で承認を得る。

第10条 役員は同時に二つの役員を兼任できない。

第11条 役員の任務

- 1 生徒会会長は、生徒会を代表し会務を遂行する。
- 2 生徒会会長は、生徒総会を招集する。
- 3 生徒会会長は、生徒協議会・常任委員会の議長をつとめる。
- 4 生徒会副会長は、会長を補佐し、会長欠席のときは代行する。
- 5 書記は、生徒総会、生徒協議会の会議の記録および生徒会すべての書類を保存（3年間）する。
- 6 会計は、生徒会の会計を管理する。
- 7 書記・会計は、会員過半数の要求があった場合は、保管書類を表示する義務がある。
- 8 専門委員長は専門委員会を招集し同委員会の運営にあたる。

第12条 役員の任期と解任

- 1 役員の任期は、前期1月1日から6月30日まで、後期7月1日から12月31日まで、ただし機関誌委員長・新聞委員長の任期は4月1日から3月31日までとする。
- 2 役員は、その任務を続けて行うことが不可能な場合は、生徒協議会に辞表を提出することができる。
- 3 会員は、役員がその任務を果たさなかった場合には、会員三分の一以上の同意を得て、不信任案を生徒協議会に提出することができる。

4 生徒協議会は不信任案を審査し、構成員三分の二以上の同意があれば、これを生徒総会に付議してその可否を決定する。

5 補欠役員の任期は、残任期間とする

第4章 議長・副議長

第13条議長・副議長

1 議長・副議長は生徒協議会より選出し、生徒総会において承認する。

2 議長・副議長は生徒協議会・生徒総会の議事を進行する。

第5章 機関

第14条この会は、会の目的達成のため、次の機関を置く。

生徒総会・生徒協議会・常任委員会・委員会・HR会・部長会

第6章 生徒総会

第15条生徒総会は、この会の最高議決機関である。

第16条生徒総会は、毎学期一回以上開くものとし、会員の三分の一以上の要求のあったとき、および生徒協議会が必要と認めた場合開くことができる。

第17条生徒会会長は、生徒総会の招集に際し、二日以前に全会員に議題を公示する。

第18条生徒総会は、全会員の五分の四以上が出席したとき成立する。

第19条生徒総会が集会の定員に満たない場合、または決議に至らない場合には、一週間以内に再開する。

第20条生徒総会における議決は、出席会員の三分の二以上の同意を必要とする。

第21条生徒総会は校内公開とし、職員は任意にこれに出席し、議長の承認を得て発言することができる。また職員側の説明を必要とする場合、職員の出席を求めることができる。外来者の傍聴は会長の承認を得て、議長が許可する。

第7章 生徒協議会

第22条生徒協議会は、本会の代行議決機関である。

第23条生徒協議会は、HR長、部長、常任委員によって構成される。

第24条生徒協議会は、必要があるとき構成員の三分の一以上、および職員会の要求があれば生徒会会長が招集する。

第25条生徒協議会は、構成員の三分の二以上の出席によって成立し、流会の場合は、生徒会会長は3日以内にこれを再開しなければならない。

第26条生徒協議会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第27条生徒協議会に関する事務は、第11条に基づいて行い、司会は第4章に基づいて行う。

第28条職員は任意にこれに出席し、議長の承認を得て発言することができる。外来者は議長の承認を得て、傍聴することができる。

第29条生徒協議会が、職員側の説明を必要とする場合、職員はこれに出席し、説明および答弁を行う。なお、職員会が生徒協議会の説明を必要とする場合も同様、代表がこれに出席する。

第8章 常任委員会

第30条常任委員会は生徒会会長の補佐をその任務とし、生徒会活動に関する各種原案を討議し、企画立案する。

第31条常任委員会は第7条の役員で構成される。

第9章 委員会

第32条この会は、目的を達成するために次の委員会を置く。

文化委員会 ・ 体育委員会 ・ 生活委員会 ・ 美化委員会 ・ 保健委員会

図書委員会 ・ 放送委員会 ・ 交通安全委員会 ・ 福祉委員会

機関誌委員会 ・ 新聞委員会

第33条文化委員会 ・ 体育委員会 ・ 生活委員会 ・ 美化委員会 ・ 保健委員会 ・

図書委員会 ・ 交通安全委員会 ・ 放送委員会は、各HRから2名ずつ

福祉委員会 ・ 機関誌委員会 ・ 新聞委員会は、各HRから1名ずつ

選出された委員で構成される。

第34条必要に応じて特別委員会（選挙管理委員会・応援委員会）を置くことができる。同会は、目的達成の後は解散する。

第35条各委員会においては委員の互選により副委員長および書記各1名を選出する。委員長は第9条に従う。

第10章 ホームルーム

第36条HRは、生徒会活動の単位組織となる。

第37条HRに次の役員を置く。

HR長 1名 副HR長 1名 HR書記 1名 HR会計 1名

第38条HRに次の委員を置く。

文化委員 2名 保健委員 2名 美化委員 2名

生活委員 2名 放送委員 1名 図書委員 2名

体育委員 2名 交通安全委員 2名 福祉委員 1名

機関誌委員 1名 新聞委員 1名

第39条HR役員ならびに委員の選挙および解任は、各HRで行う。HR役員ならびに委員は同時に兼任できない。

1 **HR** 役員・委員の任期は、前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

2 **HR** 役員・委員がその任期中に生徒会役員として選出された場合は、原則としてその**H**
R 役員・委員の補充を**HR**において行う。その任期は前任者の残任期間とする。

第 11 章 部 活 動

第 40 条 部活動は、生徒の公民性を養うと共に、生涯学習の見地にたつて各自の趣味・特技を生かし、それに関する知識および技能を得ることを目的とする。

第 41 条 つぎの部活を設置する。

○運動部 14 部

野球部（男子） ・ サッカー部（男子）（女子） ・ 陸上競技部（男女） ・
バレー部（女子） ・ バスケット部（男子）（女子） ・ 卓球部（男女） ・
バドミントン部（女子） ・ 剣道部（男女） ・ 水泳部（男女） ・
テニス部（男子） ・ 弓道部（**男女**） ・ アーチェリー（男女）

○文化部 8 部

吹奏楽部 ・ 箏部 ・ ギター部 ・ ダンス部
総合文化部（英語班 ・ 写真班 ・ 美術班 ・ 生活文化班）
科学部 ・ パソコン部 ・ 茶華道部（茶道班・華道班）

○その他

福祉クラブ（ひまわりの会） ・ 生徒会

第 42 条 各部活動は、正・副部長・会計を 1 名置く。

第 43 条 各部活動の新設・廃止は、部活動検討委員会、職員会議を経た上、学校長が決定する。

第 44 条 部活動の編成は **4** 月に行う。

第 12 章 会 計

第 45 条 この会の運営のために、会費を徴収することができる。

第 46 条

- 1 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
- 2 年度末に会計報告を行う。
- 3 会計報告は会計監査委員の監査を受け、生徒総会において承認を得なければならない。
- 4 会計監査委員は生徒協議会より推薦された若干名（3 名）によって構成され、顧問教師（事務長・校内 P T A 監査）の指導を受けて、監査にあたる。
- 5 会計監査委員の任期は第 10 章、第 39 条 1 項に準ずる。

＜生徒会会長・副会長選挙規定＞

第1条 生徒会員は原則として、すべての選挙権および被選挙権がある。ただし転入後三ヶ月以内の者は被選挙権を持たない。3年生は前期、後期を通して被選挙権を持たない。ただし、前期の役員は、1・2年生時に選ばれ、4月に進級し、2・3年生になり、残任期三ヶ月間の任務を行う。

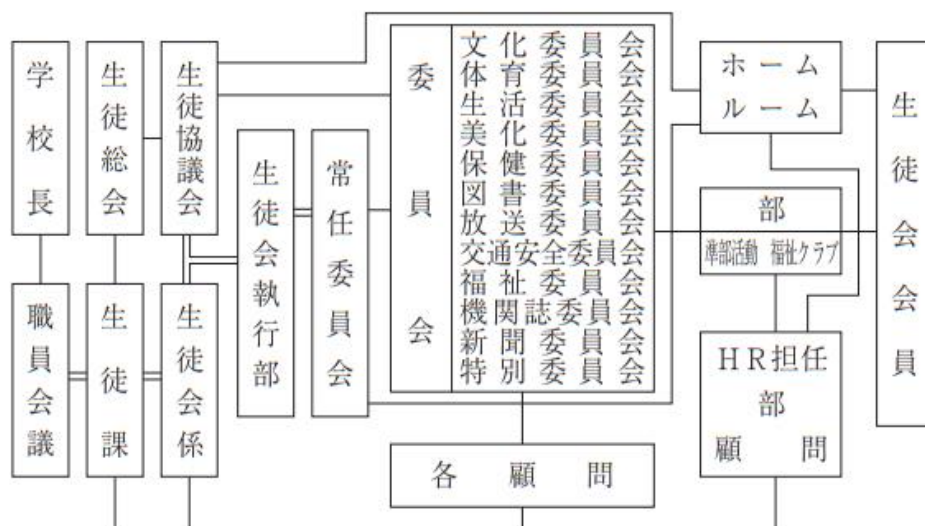
第2条 この選挙の管理については、選挙管理委員会を設け、すべてこれを一任する。

第3条 選挙管理委員会は、各HRより2名選出し構成する。正・副委員長の決定は、委員の互選による。委員の中で、立候補した者は、委員の資格を失う。この場合、各HRはただちにこの補充を行う。

第4条 生徒会会長・副会長は、自由立候補とし、総選挙により得票数上位の者を定める。ただし、有効投票の総数を立候補者数で除し得た数に、その5割を加えたものに満たないとき、また得票数最上位の者が2名以上出た場合は、前者においては上位2名、後者においては、その者に対して決選投票を行って定める。

ただし、立候補者数が1名の場合は、信任投票とし、有効投票数の過半数をもって当選とする。また立候補者数が2名の場合は、決選投票とする。自由立候補者が無い場合は、2年生の各HRから1名以上を推薦させ選挙する。また会長選挙に落選したものは副会長選挙に加わることができる。

生徒会組織



第5条 選挙管理委員会は、選挙方法、その他選挙に関する細目事項を定め、それを公表しなければならない。

第6条 選挙管理委員会は、選挙期日および立候補者名を、投票日より一週間前に公表しなければならない。

第7条 次の投票は無効とする。

- 1 白票
 - 2 姓名確認不可能なもの
 - 3 候補者以外のことを記したもの
 - 4 定外用の紙を使用したもの
- 第8条 選挙管理委員会は投票ならびに開票にあたり、各立候補者の委嘱した選挙立会人おのおの1名を立会わせ、開票は投票終了後直ちに行う。

第8条 選挙管理委員会は、選挙結果を投票日以降2日以内に公示するものとし選挙における重要書類は投票日以降一ヶ月間保存しなければならない。

第9条 前期役員の選挙は12月中に全校生徒によって行う。後期役員の選挙は6月中に全校生徒によって行う。(平成8年11月改正)

<生徒心得>

「生徒心得」は、学校としての集団生活を秩序正しく維持し、安心、安全な学校生活を保障するものである。学習効果を最大限にあげるとともに、生徒一人ひとりの人格の向上と良き社会人としての資質の向上を目指して定められたものである。

「生徒心得」は、生徒各自の自主性に基づく良識ある判断と自律的行動に期待し、必要最小限にとどめられている。その精神を生かし、全校生徒が「生徒心得」を遵守し、規律正しいけじめのある明るく正しい学校づくりを目指すものである。

第1章 登校・欠席・遅刻・早退・外出

- 1 欠席・遅刻・早退する場合は、保護者が当日の朝、Cラーニングにて連絡する。ただし、病気・入院等により欠席が長期にわたる場合には、必要に応じて医師の診断書を提出すること。
(なお、欠席等が事前にわかっている場合には、担任に申し出ておくこと)
- 2 体調不良等で急に早退する場合は、HR担任に申し出て許可を得ること。保護者が迎えに来られない場合は、帰宅後ただちに学校に電話で報告すること。なお、その場合も、保護者に連絡して早退を了解した旨を学校にCラーニングで報告してもらうこと。
- 3 登校後の外出は、特別の理由がない限り許可しない。やむを得ない理由で外出する場合にも、保護者がCラーニングにて連絡する。その際は、HR担任または関係の先生の許可を得て外出し、帰校後ただちに許可を得た先生に報告すること。
- 4 登校・下校時刻は次の通りとする。
 - (1) 登校はHR教室に8時30分とする。
 - (2) 下校時刻は平日16時45分とする。
 - (3) 部活動等で下校時刻以後も許可を得て活動する場合は、原則的に19時30分とする。以後は速やかに下校すること。(ただし、担当教員の監督下にある場合はこの限りでない。)
 - (4) 大会等で特別時間延長許可を得たものについては、別に指示する。
- 5 忌引日数の主なものは、次の通りである。
 - (1) 父母 7日以内
 - (2) 兄弟姉妹 5日以内
 - (3) 祖父母 3日以内
 - (4) 曾祖父母・伯叔父母 1日
- 6 台風接近時の対応について
 - (1) 登校時、テレビ・ラジオ等で暴風警報が発令されていた時は、自宅待機とする。
 - (2) 11時00分までに暴風警報が解除された場合は、安全を確認して登校する。
 - (3) 台風による自宅待機は欠席・遅刻扱いとしない。

第2章 礼 儀

礼儀は相互の人格の尊重を前提に行われるもので、よりよい人間関係を築く第一歩である。校

内における教師生徒間及び生徒相互間はもとより、校外の生活においても思いやりの心を持って、明るいあいさつ、美しい言葉づかいに努める。

第3章 校内生活

学校は個人の学習の場であるとともに、学校全員の学習の場であることを自覚し、互いによりよい学習環境づくりに努力しよう。また、学校の施設・設備・備品は、各自責任をもって大切に扱う。

- 1 学校には、学習の雰囲気を乱すような遊び・娯楽を目的としたものを持ち込まない。「生徒心得細則」参照
- 2 教室をはじめとする校舎内外の整理整頓・美化に努める。
- 3 校舎内は学年色の上履きを使用する。
- 4 生徒用個人ロッカーは大切に使用する。
- 5 下校時には必ず戸締りをし、消灯を確認する。
- 6 ポスター等の掲示物・ビラ類の配布については、生徒課係の教員の許可を得る。
- 7 施設・設備・備品等を破損した場合には、速やかに関係の教員に届け出る。
- 8 集会を無断で開いてはならない。

第4章 服装および携帯品

服装はその人の人柄を表わすものである。常に学生らしく端正・清潔であるように努めよう。また、制服は同じ学校に学ぶものとしての連帯感を高めるものである。制服に誇りをもち、互いに規定を守って大切にしていく。

- 1 身分証明書を常に携帯する。
- 2 登下校の際は制服を着用すること。校外における学校の活動に参加する場合にも制服着用を原則とする。「制服規定」参照
- 3 冬期には防寒用コートを着用してよい。同時にマフラーは（派手でない物）を着用してもよい。「生徒心得細則」参照
- 4 ソックスは白・黒・紺の無地で、くるぶしが隠れる長さとする。（ただし、ワンポイントは可）
「生徒心得細則」参照
- 5 通学靴は黒の皮靴、スポーツシューズを原則とし、デザインは学生らしいものとする。
- 6 髪型は男女とも学生らしく清楚・自然を旨とする。「生徒心得細則」参照
- 7 カバンは通学用として華美でなく、機能的に足りるものとする。
- 8 更衣は、気温や体調に合わせて個人で服装を選択する。

ただし、入学式・卒業式・始業式・終業式・朝礼・外部講師による講演会とその他で指示があった場合は、その季節に合った制服を着用する。

第5章 校外生活

校外においても磐田北高の生徒の一員としての自覚をもって責任ある行動をすること。また、

一社会人としても良識ある行動をとるよう努力する。

- 1 高校生としてふさわしくない娯楽場・遊戯場等に出入りしてはならない。また、高校生だけで入場できないと思われる場所の入場は禁止する。
- 2 夜間外出は 21 時 00 分までを原則とする。友人宅での夜更かし・無断外泊は禁止する。
- 3 アルバイトは長期休業中に限り許可する。

第 6 章 交通安全

交通ルールを守り、交通安全に努力することは、自己の安全のためばかりでなく、社会人としても大切な資質である。交通法規を守り、事故防止につとめること。

- 1 自転車通学は学校より原則 1 km 以遠とし、自転車販売店等で T S マークの点検を受けた後、所定の用紙に必要事項を記入して許可を得る。許可された者は、通学用自転車にステッカーを貼る。
- 2 変形ハンドル等安全運転に問題のある自転車を使用しない。
- 3 自転車通学許可者は、必ず保険に加入（保険会社は問わない）する。
- 4 P T A 「三ない運動」により、原付・自動二輪等の運転および免許取得は禁止する。
- 5 3 年生の自動車の免許取得については、学校の指示に従い事前に届け出て許可を受ける。

<生徒心得細則>

通学靴 ・単純なデザイン・飾りのないもの

髪 型 ・学生らしく清楚・自然を基本とする。（パーマや染色等の加工は禁止）

コート ・派手でなく、制服着用時に防寒着としてふさわしいもの

靴 下 ・白・黒・紺の無地でくるぶしが隠れる長さのもの。（学校推奨品あり）
・防寒のための黒タイツ着用可

所持品 ・マンガ本・トランプ等の学校に必要な物の持ち込み禁止
・携帯電話は電源を切り、かばんにしまう

その他 ・化粧やピアス・まゆ毛の加工・カラーコンタクト等は禁止

<別章 制服規定>

制服は次のとおり、学校指定のものを着用する。

<冬 服>

Aタイプ

- ・ 上下紺のスーツ
- ・ ジャケットはテラーカラー、シングル **2つボタン**、**3年生は3つボタン（一番下はとめなくてよい）**
- ・ ズボンはワンタック **（3年生はツータック）**、裾シングル
- ・ ワイシャツは水色ボタンダウン
- ・ ベストは学校指定の紺のニットベスト
- ・ 校章をジャケット左襟穴に付ける
- ・ ネクタイは紺とグレーのレジメントストライプ（学校指定）

Bタイプ

- ・ 上下紺のスーツ
- ・ ジャケットはノーカラー、シングル4つボタン（全てとめる）
- ・ スカートは16本車ひだスカート
- ・ ブラウスは紺3本ラインのオフホワイト、セーラーカラーブラウス

<合 服>

Aタイプ

- ・ 冬服同様のワイシャツ、ニットベスト、ズボン、ネクタイ

Bタイプ

- ・ 冬服同様のブラウス、スカート、ニットベスト

<夏 服>

Aタイプ

- ・ ズボンは紺、ツータック、裾シングル
- ・ ワイシャツは、水色、半袖、ボタンダウン

Bタイプ

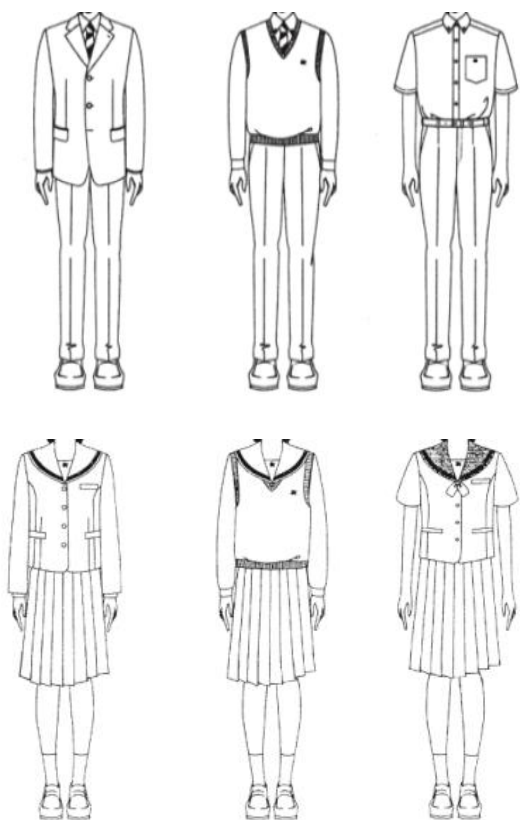
- ・ オフホワイトのオーバーブラウス、衿は紺色白3本ラインのセーラーカラー・スカートは紺、16本車ひだスカート
- ・ リボンは水色、ブラウスにボタン止め

Aタイプの冬服・合服時のネクタイ、Bタイプの夏服時のリボンは着用する。

ただし、入学式・卒業式・始業式・終業式等の行事に出席する際は、例外なく着用すること。

スカート丈は、膝が隠れる長さとする。

冬服のみ、防寒のため黒または紺のVネックセーターを着用してもよい。(ただし、裾や袖からセーターが見えないよう着こなしに注意すること)



<地震発生時・気象警報等発表時に伴う学校の対応>

1 地震発生時

状況		対応
南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
	巨大地震警戒	事前避難地域対象校でない場合： ☐ 原則通常授業 事前避難地域対象校の場合： 【登校前発令】 ☐ 安全が確認された場合は登校する。 ☐ 安全が確認されない場合は、自宅で待機する。 【登校後発令】 ☐ 直ちに教育活動を中止
	巨大地震注意	☐ 原則通常授業
	調査終了	☐ 原則通常授業
学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		【登校前発令】 ☐ 安全が確認された場合は登校する。 ☐ 安全が確認されない場合は、自宅で待機する。 【登校後発令】 ☐ 直ちに教育活動を中止
学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

*磐田市が事前避難地域となった場合、本校が事前避難地域対象校となる。

*教育活動を中止する場合の対応について

- ・ 下校の安全が確認された場合は、本校職員の指示に従い下校するか、保護者の迎えを待つ。
- ・ 下校の安全が確認されない場合は、学校に残留し、保護者に連絡する。

2 気象警報等発表時

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	【登校前発令】 ☐ 今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認したうえで登校する。 ☐ 安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する。 【登校後発令】 ☐ 気象情報や地域の実情に応じ、下校させることもある。

警 報	暴風 暴風特別 大雨特別	自宅待機 または 避難行動	【登校前発令】 ☐午前6時の時点において磐田市または生徒の居住地に警報が発令されている場合は、午前11時まで自宅で待機する。 ☐午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」とする。 ☐午前11時の時点で警報等が解除されている場合は、安全に注意して登校する。 【登校後発令】 ☐安全を確認した後、下校させる。 ☐安全に帰宅させることが困難な生徒については保護者と連絡をとり適切な対応をする。
	大雨 洪水	平常授業	【登校前発令】 ☐今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認したうえで登校する。 ☐安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する。 【登校後発令】 ☐気象情報や地域の実情に応じ、下校させることもある。
	その他 気象警報	平常授業	【登校前発令】 ☐今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登下校できることを確認したうえで登校する。 ☐安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機する。 【登校後発令】 ☐気象情報や地域の実情に応じ、下校させることもある。

3 原子力災害：UPZ 圏内（発電所から 31 km 圏内）

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	放射線による影響が起こる可能性があるとき	放射線による影響が起こる可能性が高いとき
☐ 直ちに教育活動中止 ☐ 下校又は引渡し ☐ 下校又は引渡しができない生徒は、学校等に留め置く。	☐ 直ちに教育活動中止 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 下校又は引渡しができない生徒は、学校等の屋内に留め置く。	☐ 直ちに教育活動中止 ☐ 屋内での引渡し ☐ 下校又は引渡しができない生徒は、学校等の屋内に留め置く。

＜感染症による出席停止について＞

（学校において予防すべき感染症）

学校保健安全法第 19 条により、医療機関において「学校感染症」に罹っている、罹っている疑いがあると診断された場合は、学校内で感染症拡大防止のため、出席停止の扱いとなります。下記の学校感染症と診断された場合は、必ず学校に連絡してください。十分治療に専念し、医師より登校許可が出るまで療養してください。

学校において予防すべき感染症一覧（第一種省略）

○第二種感染症

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、**新型コロナウイルス感染症**

○第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（条件によっては出席停止の措置が考えられるもの）

災害共済給付制度について

学校管理下（登下校も含む）にて発生した傷病において、独立行政法人日本スポーツ振興センターの加入者に適用される医療費等の給付制度です。治療にかかった医療費の診療報酬が合計 500 点以上から給付の対象となり、給付を受ける権利は給付事由が生じた日から 2 年間です（時効期間は 2 年）。給付は、申請から数ヶ月かかるので、該当時由が発生後、医療機関を受診したら、速やかに担任または部活顧問に報告し、必要書類を保健室に取りに来室してください。申請を辞退する場合も、速やかに保健室に連絡してください。